平成20年5月1日から
戸籍、住民票等の交付請求の際に「本人確認」を行います

皆さんの大切な個人情報をお守りするため、平成２０年５月１日から、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます。
各種証明書の交付請求の際には、本人確認書類をご用意ください。

◎本人確認のために提示いただく書類の例

いずれか１点で確認	●運転免許証　●パスポート ●顔写真付き住民基本台帳カード　●身体障害者手帳 ●療育手帳　など

２点以上で確認 （イ＋ロ）または（イ＋イ） ※（ロ＋ロ）は不可	イ	○医療保険証（健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証） ○年金手帳 ○年金証書（国民年金証書、厚生年金証書、船員保険年金証書、恩給証書、共済年金証書など） ○顔写真なし住民基本台帳カード ○印鑑登録証明書と実印　など
	ロ	○学生証または生徒手帳 ○会社の身分証明書（顔写真付きのもの） ○公の機関が発行した資格証明書（顔写真付きのもの）　など

※本人確認ができるものをお持ちでない場合はご相談ください。
※代理の方については、委任状などの書面により代理権限の確認も行います。
皆さんのご理解とご協力をお願いします。
【問い合わせ先】住民課　☎５３－３１２６、香北支所事務管理課（住民係）☎５９－２９６３
物部支所事務管理課（住民係）☎５８－３１１１

年金だより
学生には「学生納付特例制度」があります

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生については、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

【対象者】 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校等（※1）に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下（※2）の方

※1＝夜間・定時制課程や通信制課程も含まれます。
※2＝扶養親族等がいる場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます。

【承認期間】 平成20年4月〜平成21年3月

【承認を受けた期間は】
老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。
10年以内であれば、在学期間中の国民年金保険料を社会人になってから納付（追納）できますので、将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも追納するようにしましょう。

【申請手続】
保険課年金係、香北支所・物部支所へお早めに申請してください。
申請は毎年度必要です（前年度に承認を受けていた方も、引き続き学生の場合は再度申請が必要です）。申請が遅くなると、万一のときに障害基礎年金が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

高齢者の健康づくりのため

『生活機能評価』にご協力ください

平成２０年度より「基本チェックリスト」が生活機能評価としてすべての６５歳以上の介護保険被保険者（要支援・要介護認定者を除く）に義務付けられます。

◆**生活機能評価とは＝**高齢期の健康づくりのため、生活習慣病や日々の生活を維持していくための能力を知るためのものです。生活機能評価を実施し、生活機能の低下がみられる方には低下を防ぐための介護予防をおすすめします。

◆**実施方法＝**年齢や加入保険ごとに異なりますが、対象となる方には４月上旬に地域包括支援センターまたは保険課国保係より生活機能評価の案内をお送りします。同時に、７５歳以上の方にはお身体の具合等をお尋ねする日常生活アンケートも送りますので、ご協力をお願いします。

◆**対象となる方＝**平成20年3月31日時点で65歳以上の介護保険被保険者（要介護・要支援認定者を除く）

◆**生活機能評価の流れ**

健康づくり推進課よりご案内

＊６５～７３歳の国保の加入者 → 保険課国保係より特定健診および生活機能評価の受診券を送付 → 特定健診受診時に、同時に生活機能評価を実施。
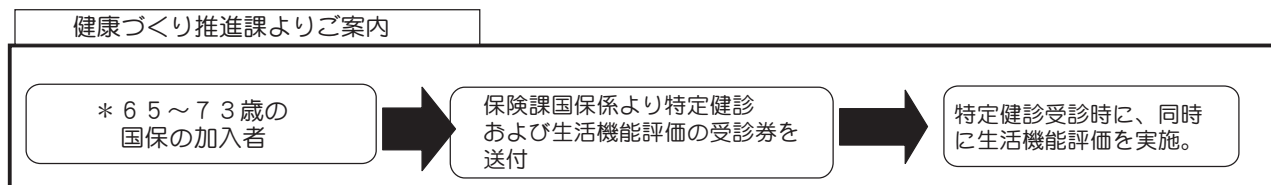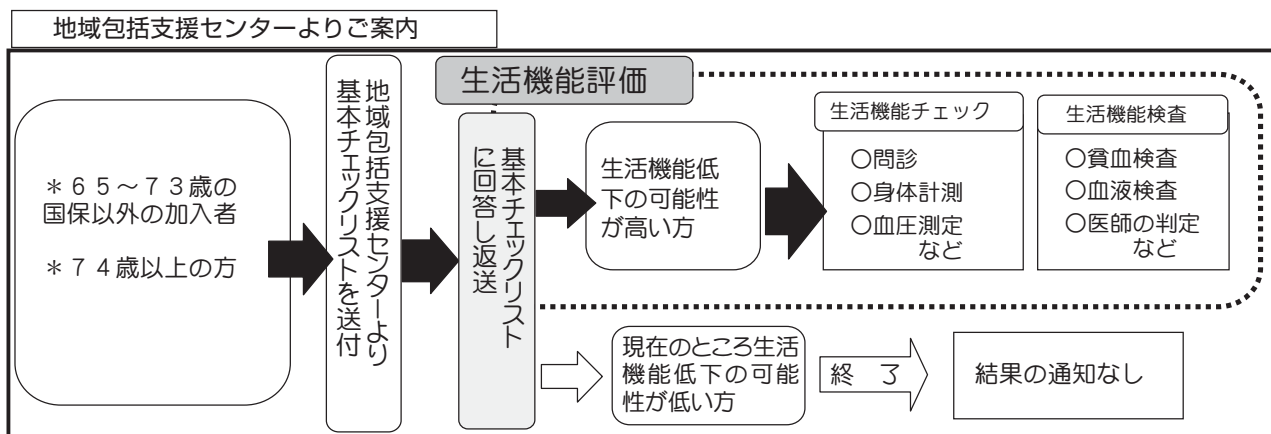
【問い合わせ先】保険課　地域包括支援センター係　☎５３－３１２７

※平成20年4月から学生納付特例の申請が簡素化

前年度に学生納付特例の申請をされた方で、申請書に卒業予定年月日を記入し、翌年度も引き続き在学中の方については、必要事項を印字した申請ハガキをお送りし、簡単な記入で申請することができるようになりました。

【申請に必要なもの】

年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書、印鑑（本人署名の場合は不要）など

★経済的に余裕がある場合は、保険料を納付する方がおトクです。

保険料の追納には、保険料が高くなることはあっても、安くなることはありません。経済的に余裕がある場合は、口座振替の早割制度、保険料の前納制度の利用をおすすめします。

平成20年度の年金額は据え置きになりました

総務省より、平成19年の年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率の確定値が0・0%と公表されましたので、平成20年度の年金額については据え置きとなります。また、特別障害給付金についても据え置きになります。

【問い合わせ先】
・南国社会保険事務所
☎088-864-1111
・香美市役所　保険課
☎53-3115